

海面下の土地所有権に関する最近の裁判例について

七戸, 克彦
慶應義塾大学法学部 : 教授

<https://hdl.handle.net/2324/6189>

出版情報 : 日本エネルギー法研究所月報. 163, pp.1-5, 2003-08-29. 日本エネルギー法研究所
バージョン :
権利関係 :

日本エネルギー法研究所月報

JAPAN ENERGY LAW INSTITUTE MONTHLY BULLETIN



JAPAN ENERGY
LAW INSTITUTE

第165号

【目 次】

海面下の土地所有権に関する 最近の裁判例について (中) …… 1 七戸 克彦	
海外出張報告 …… 6 森本建成, 川端正一, 古田典史	

特別研究講座の開催 …… 8	
研究班の動き …… 9	
新着図書資料案内 …… 10	

海面下の土地所有権に関する最近の裁判例について (中)

七戸 克彦

1. はじめに (以上163号)

2. 裁判例の紹介

【14】和歌山地判昭和62年5月27日判例地方自治42号68頁

和歌山市大字雑賀崎の埋立てにより陸地化した海面および海浜地につき、Xが国および和歌山県を相手に所有権確認を請求した事案において、Xは、(1) 本件土地は部落有であったところXがこれを買受けたも

のである、(2) 仮にそれが認められないとしても、同土地に関してはもともと陸地であったものが土砂や岩石の採掘の結果海面となったものであり (=前掲②人工海面(①から③については163号参照))、所有権は存続しているとするべきところ、Xはこれを時効取得したと主張した。

判旨は、(1) の主張に関しては、本件土地が無番地であることから当初より国有地であったと認定し、一方、(2) の時効取得

の主張に関しては、まず、本件土地はかつて陸地であったことはないと認定したうえで(=②人工海面の否定)、前掲【13】判決(判例【1】から【13】については163号参照)を引用しつつ、「海は、古来より自然の状態のままで一般公衆の共同使用に供されてきたところのいわゆる公共用物であって、特定人による排他的支配は許されないものであるというべきであるけれども、海であってもおよそ人の支配の及ばない深海を除き、その性質上当然に私法上の所有権の客体となりえないものではないから、国が行政行為などによって海面の一定範囲を区画し、他の海面から区別してこれに対する排他的支配を可能にした上で、その公用を廃止して私人の所有に帰属させることは可能であって、そのようにするかどうかはひとえに立法政策の問題であるところ、……現行法は、海水に覆われたままの状態ですべて一定範囲を区画してこれを私人の所有に帰属させるという制度は採用していないと言わざるを得ない」としたうえで、これに公物の時効取得に関する判例理論(黙示的公用廃止説)¹⁰を接合させ、「海水に覆われたままの状態の海については、……そこに公用廃止があったものと認めることはできないから、当該範囲につき、民法上の取得時効の成立を認めることはできない」し、また、それが後に陸地化した場合にも、当然に公用廃止がなされたものということではできず、明示または黙示の公用廃止がなければならぬとして、Xの主張を排斥した¹¹。

【15】福岡高宮崎支判平成元年1月25日判例集未登載¹²

①自然海没地に関する事案であり、自然海没地と公有水面の地面たる国有地との境界確定訴訟につき、訴訟要件を欠き不適法却下した事案のようであるが、詳細は不明である。

判旨は、自然海没地が当然に登記能力を喪失するのではなく、自然海没を生じた後、長期間にわたってその復旧・復元の措置が何ら講じられず、現在ではその範囲を他の海面と区別して認識することが不可能となった段階で登記能力を失うとし、本件事案の場合においては、この場合に該当すると説示したようであるが、これは、【13】判決の立場というよりも、前示登記実務の立場に近いように見える。

【16】名古屋地判平成4年3月18日行裁例集43巻3号441頁

【13】判決と同様、田原湾の干潟の共有登記名義人Xらが、登記官Yの行った滅失登記処分の取り消しを求めた事案である。

判旨は、【13】判決を引用しつつ、本件事案が、【13】判決の説示した①自然海没地・③払下げ水面の例外に該当するか否かの判断を行ったうえで、これらの例外に該当しないと認定して、Xらの主張を排斥した。

【17】高知地判平成7年5月22日判時1566号119頁

本件土地は、もと磯であり、これをY(土佐市)が埋立て市道の一部(市道敷)として占有しているところ、その隣地を所有するXが所有権確認と明渡しを求めた事案において、Xは、請求原因として、(1)本件土地はもともとXの所有であり、南海地震により海没し磯となったものである(①

自然海没地), (2) 仮にそうでなくても, Xは高知県の土木事務所長との間の境界合意により, 県から所有権を取得したと主張した。

本稿のテーマと関係するのは, このうちの(1)の主張であるが, 判旨は, 【13】判決を引用し, その立場を忠実に繰り返したうえで, 本件土地は当初より海面であって自然海没地ではないと認定し, Xの主張を排斥した。

なお, 本件においては, Y(土佐市)の本件海面の埋立てが無願埋立てであるため, この点が別論点として問題となるが, 判旨は, 本件においては高知県の黙示の無願埋立ての追認があったか, あるいは, 埋立地がいったん国の普通財産となった後にY(土佐市)に譲与ないし無償貸与されたと解することができる, いずれにせよXの所有となる余地はないと説示している。

【18】名古屋高判平成9年1月30日行裁例集48巻1=2号1頁

【16】判決の控訴審である。本判決も, 【16】判決と同様, 【13】判決を引用しているが, しかし, 本判決においては, 【13】判決が説示していなかった②人工海面への言及が認められる点が注目される。判旨は, ③払下げ海面に引き続き, ①自然海没地に関しても【13】判決の立場を引用した後, 次のように言葉を継ぐ。「そして, この理は, 私有の陸地の海没が自然現象以外のもの, たとえば人による掘削等により生じた場合においても等しく妥当するものというべきである」。ここにおいて, 学説の問題としていた3つのケースに関する解答は, 判例においても出揃った。

ただ, 本判決も, 第1審と同様, 結論的には, 上記3つの例外的ケースは認定できないとして, X(原告・控訴人)の控訴を棄却している。

【19】福岡高那覇支判平成11年12月21日訟月47巻12号3587頁

そして, 【18】判決の後, 上記②人工海面のケースを肯定する裁判例が, さっそく登場することとなる。しかも, 本件は, いったん海面となった土地に土砂が自然に堆積して再び陸地化した事案であり, こうしたケースに関しては, 従来まったく裁判例が存在していなかった。

訴訟は, Xらの先代が太平洋戦争前に使用していた本件土地を, 昭和20年から22年頃にかけて米軍が強制的に接収し, 大量の土砂を採取したために海没したが, その後土砂が自然堆積して再び陸地化したので, XらがY(国)に対して所有権の確認を求めた, というもので, これに対して, Y(国)は, 本件土地はもともと海面下の土地または海浜地であって, 私権の対象とはならず, 国の所有に属すると主張した。

判旨は, 事実関係につきXの主張通りの認定を行った後, 「私有地が海没した場合, 現行法上, 当該海没地の所有権が当然に消滅する旨の立法は存在しないから, 当該海没地について, 特定性と支配可能性がある限り, 所有権の客体としての土地であるという性格を失うものではなく, 本件のように, いったん海没した私有地が, 自然の堆積により, 再度陸地化した場合には, 元の所有者の所有権が肯定されるというべきである」とする第1審判決を維持した。

【20】長崎地大村支判平成13年3月23日
判例集未登載¹³

本件は、Xが、諫早湾内の干潟の一部を自己所有の土地であるとして、その所有権確認および公有水面との間の境界確定を求めた事案であり、Xは、本件干潟は明治10年頃に訴外Aが国から払下げを受け、その後転讓譲渡と相続によってXが所有権を取得したと主張した(=③払下げ海面の事例)。なお、本件干潟は、もともとは満潮時には海没していたが、国営諫早湾干拓事業の潮受堤防による締め切りの結果、潮受堤防内の水面の高さが標高マイナス1mに保たれるようになったため干陸化し、外見上は陸地の様相を呈している。

判旨は、「本件のように、満潮時に海面下となる土地が、そもそも所有権の客体となり得るかは問題であるが、特定がなされ、これに対する排他的支配が可能であって経済的価値がある限り、法的保護に値するといえるから、所有権の客体となり得ると解するのが相当である。もっとも、このような所有権を認めるか否かは、立法政策によるのであって、現行法制上、海面下の土地は、いわゆる海として公共用物とされ、そのままでは、ただちに私人に所有権を認めていない。しかし、過去の法制において、これを認めていたのであれば、現行法制上も、これを所有権として認めるのが相当である」としたうえで、訴外Aが明治4年大蔵省達もしくは明治8年内務省達による手続きを経て本件干潟の所有権を取得した旨の事実認定を行い、かつ、公有水面と本件干潟との間の境界確定の訴えが適法である

旨判示した。

上記判旨の前段部分は、海面下の土地一般につき私的所有権の成立を肯定するように見えるが、しかし、「所有権を認めるか否かは、立法政策による」との後段部分からすれば、判旨の理論構成は、【13】判決と同一と理解すべきであろう¹⁴。一方、判旨の私的所有権肯定の事実認定は、本件干潟につき地券が交付され地租が課されていたこと、登記がなされていたことを理由とするものであるが、この理由づけは、これらの事実が存在していたにもかかわらず所有権否定の事実認定を行った【13】判決の立場と整合しない。本件被告(国)側は控訴しており(福岡高裁平成13年(ネ)第463号)、「このような本判決の事実認定が控訴審においても維持されるとは限らない」¹⁵。

【21】名古屋地判平成13年6月29日判タ
1079号86頁・判例地方自治225号31
頁(藤前干潟住民訴訟)

本件は、名古屋市の住民であるXらが、同市が一般廃棄物最終処理場建設用地として購入した本件干潟の売買契約が無効であるとして、同市に代位して、売買契約を行った名古屋市長Y₁、購入代金の支出を行った当時の収入役Y₂、契約の相手方(売主)である名古屋市土地開発公社Y₃に対して、不法行為に基づく損害賠償請求等を求めた事案であるが、本件の特徴は、Xらが、本件売買契約が無効であることの根拠を、本件干潟が海であり、したがって私権の客体となり得なかったことに求め、これに対して、Yらが、本件干潟は①自然海没地であると主張した点にある。

本件判旨もまた、【13】判決を引用しつつ、その立場を踏襲し、海は原則として私権の客体とならないが、ただし、①自然海没地および③払下げ海面に関しては例外的に私的所有権の客体となり得ると説示した後、本件干潟が①自然海没地であると認定し、その結果、本件売買契約は有効であるとして、Xの請求を排斥した。

なお、本件干潟は、旧幕時代に新田開発が認められており、したがって、③払下げ海面の例外に該当する可能性もあったのであるが、Yらがこの主張を行わなかったため、裁判所は判断に及ばなかった。

【22】静岡地判平成13年9月14日判タ1086号143頁¹⁶

Xが所有権確認を求めた本件土地は、そもそもX所有の陸地であったが、これをXの同意のうえ、Y（大井川町）の管理する大井川港の泊地とするために掘削され、現在は大井川港の一部を形成している。すなわち、本件土地は、②人工海没地であって、【19】判決と異なり、現在もなお常時海面下にある。そして、本件訴訟では、X・Y両当事者とも、【13】判決の示した①自然海没地につき例外的に所有権が存続する基準——（1）人による支配利用が可能か否か、（2）他の海面と区別しての認識が可能か否か——が②人工海没地についても当てはまるとの前提に立ったうえで、本件泊地につき、この要件を満たしているか否かを争った。

判旨は、【13】判決が①自然海没地について説示した上記（1）（2）の基準が「私有の陸地が人工的に海没した場合にも当てはま

る」としたうえで、本件泊地については、（1）支配利用可能性も（2）区別認識可能性も存在し、したがって、例外的に所有権が存続する場合に該当すると認定し、Xの請求を認めた。

なお、Xは、【13】判決の挙げる上記（1）（2）要件のほか、（3）Y（大井川町）が、本件土地が人工海没地となって以降も、私的所有権ないし取引の対象となるものと認識し、Xの所有権を一貫して認めてきたことを主張していた。こうした当事者意思を、所有権の消長を判断するうえでの要素として顧慮する立場は、【13】判決の原審である【12】判決にも認められたが、しかし、本判決（【22】）は、この立場を採用しなかった。判旨は、不採用の理由に関してもまったく触れていないが、その理由は、本判決を掲載した「判例タイムズ」誌のコメントによれば、「所有権という絶対的な物権の対象となるか否かは客観的に認められるべきであり、当事者の意思という主観的要素や事情を考慮に入れることは相当ではないと判断したものと思われる¹⁷。もっとも、たとえば従物の処分に関する民法87条2項や付合の例外に関する民法242条但書といった所有権の帰属秩序が、当事者の意思により変更可能であることは、判例・通説も認めるところであり、もし仮に判旨が上記コメントの述べるような理由でXの主張を顧慮しなかったとすれば、それは正当とは思われない¹⁸。

（つづく）

- ¹⁰ 最(2小)判昭和51年12月24日民集30卷11号1104頁
- ¹¹ なお、無願埋立地の時効取得の成否に関しては、大判昭和4年4月10日刑集8卷174頁(否定)、那覇地判昭和55年1月22日訟月26卷3号456頁(否定)がある。
- ¹² 寶金・163号注3・172頁、190頁の紹介による(なお、同書に関しては2003年2月に新訂版が出版された。寶金敏明『(新訂版)里道・水路・海浜——長狭物の所有と管理——』(ぎょうせい、2003年2月)172頁、190頁)。一方、運輸省港湾局埋立研究会(林)・163号注3・41頁「表1」に「浜平川訴訟」として引用されている判例も、これか。
- ¹³ 本判決の紹介および評釈……西郷雅彦「(判例の紹介)干潟について私人の所有権が成立するか(積極)、また、公有水面との境界の画定を求める訴えは適法か(肯定)」みんけん(民事研修)543号(2003年7月)27頁。

- ¹⁴ 西郷・前掲注13・33頁。
- ¹⁵ 西郷・前掲注13・34頁。なお、公有水面と土地の間での境界確定訴訟の適法性に関しても、肯定説・否定説の対立が見られるため(西郷・前掲35頁)、この点に関しても、控訴審の判断が注目される。
- ¹⁶ 本件評釈……塩崎勤・登記インターネット32号(2002年7月)43頁。
- ¹⁷ 判例タイムズ1086号(2002年6月)144頁。
- ¹⁸ なお、判例タイムズのコメントは、「人工海没地の所有権について述べたものは公刊されている判例には見あたらず」としているが(前掲注14・144頁)、先に見たように、②人工海没地に関して判示した裁判例としては、すでに【18】【19】判決がある。

(しちのへ・かつひこ=慶應義塾大学法学部教授)